

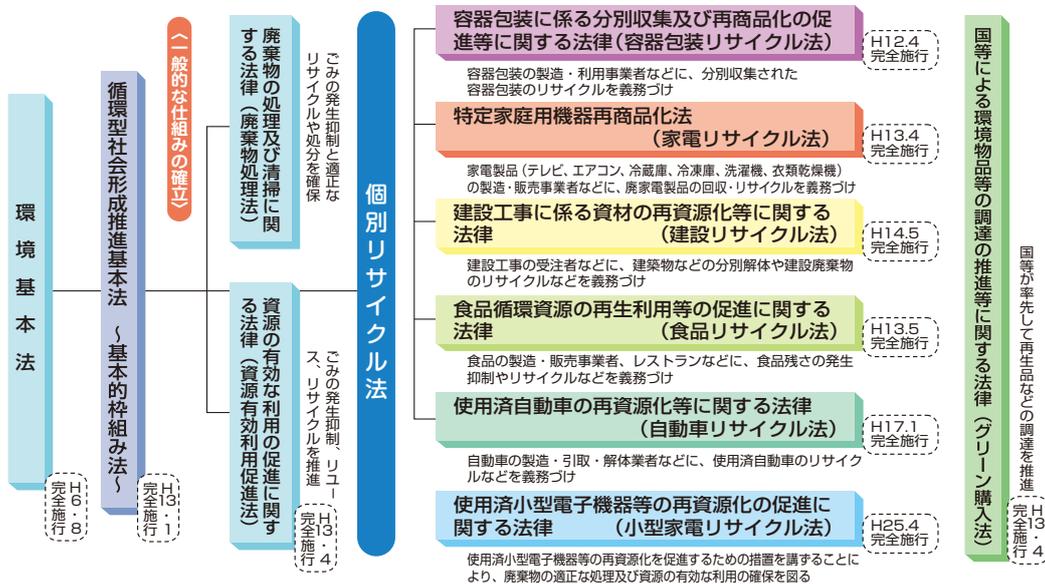
第8章 廃棄物・資源循環

物質の流れが「廃棄」への一方通行で、廃棄物処理に新たな資源を投入するこれまでの社会システムを改め、環境負荷を低減することが求められています。このため、廃棄物の発生抑制とともに、廃棄物を資源と捉え、生産工程へ原材料などとして循環利用する、また資源化できないものは適正な焼却により熱回収を図るなどの取り組みによって環境負荷を最小化し、資源循環の輪を構築していくことが必要とされています。

3R(減量化、再使用、再利用)の推進

● 循環型社会形成のための施策体系

循環型社会の形成に向け、法整備が進められてきました。



● 滋賀県廃棄物処理計画

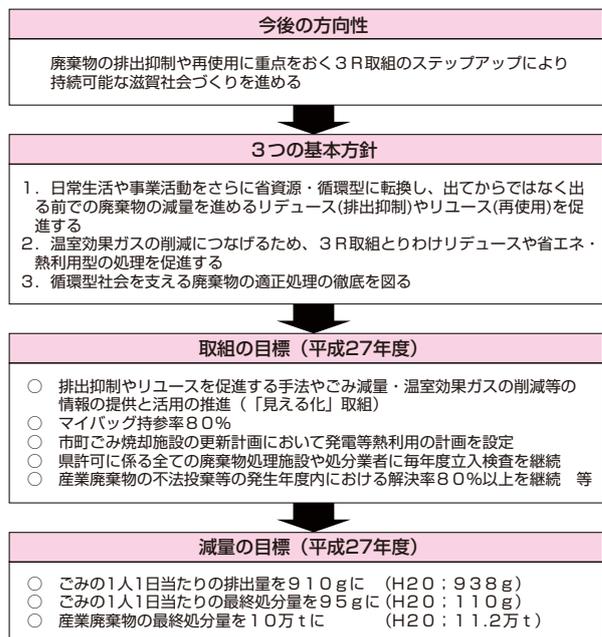
廃棄物の減量や不適正処理の防止など、廃棄物をめぐる課題は、県の環境問題の最重要課題の一つです。

そのため、廃棄物の処理を適正に行うことはもとより、何よりもごみを出さない、出てしまったごみは資源化することにより有効利用を図り、環境への負荷を低減していく循環型社会の構築に向けた取り組みを、県民、事業者、市町、県がそれぞれの役割と責任のもとに、着実に実践していくことが重要です。

これらの基本的事項をとりまとめた「第三次滋賀県廃棄物処理計画」を平成23年（2011年）8月に策定し、こうした取り組みを進めているところです。

◆ 第三次滋賀県廃棄物処理計画の概要

(計画期間：平成23年度～27年度)



● リサイクル製品認定制度 (ピワクルエコシップ)

〈循環社会推進課〉



各種リサイクル法が施行され、企業ではゼロ・エミッションの取り組みが始まっていますが、一方で再生資源の利用が難しいなどの課題があります。リサイクル製品認定制度は、循環資源（廃棄物や製造過程で発生する副産物）から作られるリサイクル製品を県が認定することにより、県民などに利用促進を図るとともに、県自らが公共事業などを通じて率先利用に努めようとするものです。平成17年（2005年）8月に第1回目の認定を行い、平成24年（2012年）12月20日現在でコンクリート二次製品、改良土、堆肥などの230製品をリサイクル製品として認定しています。

この制度の運用により、グリーン購入の推進や優れた技術を持つ優良企業の育成、県内産業の育成・振興を図ることが期待されます。

● 買い物ごみ削減への取り組み

⇒4ページ巻頭特集に記載

● 家畜排せつ物の現状と対策

〈畜産課〉

県内での家畜排せつ物の発生量は、平成24年度畜産経営環境保全実態調査によると、乳用牛が66千t/年、肉用牛が158千t/年、豚が11千t/年、鶏が28千t/年で、合計264千t/年となっています。これらの排せつ物は土づくりのための有機質資材として、農産物や飼料作物などの生産に利用されていますが、環境汚染につながらないよう適切な処理を行うことが必要です。

県では、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」により、「家畜排せつ物の利用の推進を図るための計画」を策定し、畜産農家に対しては適切な管理を行うよう啓発指導を継続しています。また、資源循環型農業を推進するうえで、畜産農家と耕種農家との連携は特に重要と考えられることから、家畜排せつ物の良質な堆肥化処理と併せて、地域環境に配慮した有機質資源の循環を図るための施策を推進しています。

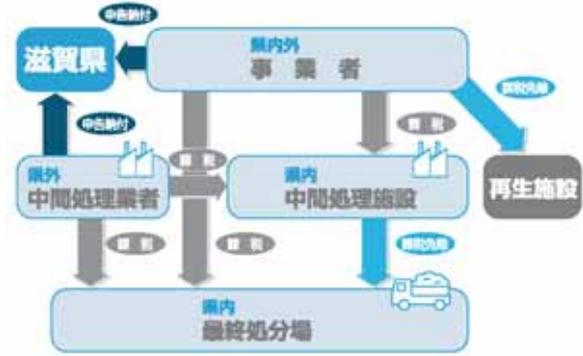
廃棄物の適正処理の確保 〈循環社会推進課〉

● 滋賀県産業廃棄物税条例

平成15年（2003年）3月に、事業所からの産業廃棄物の資源化などを進めることを目的として、「滋賀県産業廃棄物税条例」を制定しました。納付された税を産業廃棄物の発生抑制や再生利用、適正処理などを行うための費用に充てることで循環型社会づくりへの取り組みを一層推進していきます。

産業廃棄物税は、県内の中間処理施設または最終処分場に産業廃棄物を1年間に500tを超えて搬入した事業者が申告納付するもので、平成24年度の税収額は、約4,324万円となっています。

◆ 産業廃棄物税の課税対象と申告納付

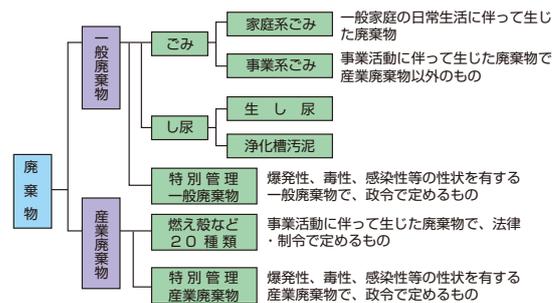


● 一般廃棄物と産業廃棄物

廃棄物には、家庭や事業所から発生するごみやし尿などの「一般廃棄物」と、工場などの事業活動に伴って発生する廃プラスチック類、廃油、汚泥などの「産業廃棄物」があります。

一般廃棄物については市町の責任、産業廃棄物については事業者の責任で適正に処理することとなっています。

◆ 廃棄物の分類

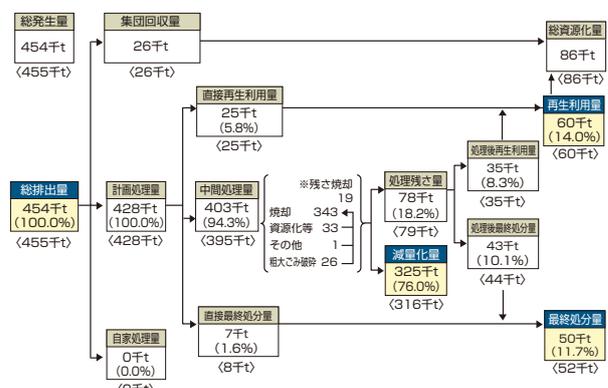


● 一般廃棄物対策の推進

平成23年度のごみの排出量は454千t、1人1日あたりの排出量は887gとなっており、平成17年度以降は減少傾向となっています。

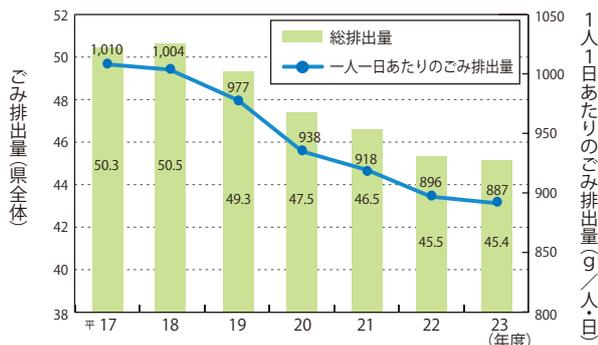
また、総資源化量は86千t、埋立量は50千tとなっています。今後も、循環型社会を形成していくため、ごみの減量化を推進し、リサイクルを一層進めていく必要があります。

◆ ごみ処理の状況 (平成23年度)



※1. 〈 〉内の数値は平成22年度値
2. 中間処理量は一次処理のみの合計で残さ焼却量は含まない。

◆ごみ排出量および1人1日あたりのごみ排出量の推移



※注釈

ごみの総排出量の定義は平成17年度実績より「収集ごみ量+直接搬入量+自家処理量」から「収集ごみ量+直接搬入量+集団回収量」に変更となりました。

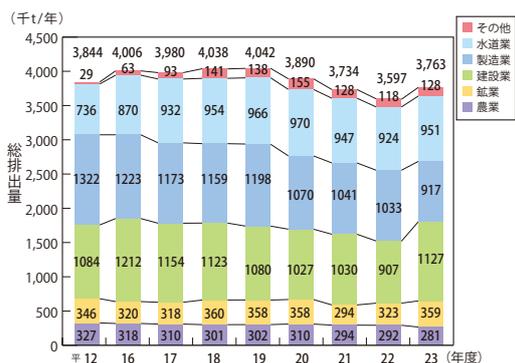
●産業廃棄物対策の推進

平成23年度における産業廃棄物の総排出量は3,763千tとなっており、前年度に比べ増加しています。このうち、建設業からの排出が最も多く、次いで水道業、製造業となっています。

産業廃棄物のより一層の適正処理の推進を図るために、平成21年（2009年）4月から「滋賀県産業廃棄物の適正処理の推進に関する要綱」を施行しました。この要綱に基づき産業廃棄物処理業の許可審査や処分業者などへの立入検査の強化、的確な行政指導や厳格な行政処分などを行っています。

また、最終処分場などの処理施設の設置が困難となっていることから、産業廃棄物の排出抑制や再生利用を進めるとともに、処理施設の確保に努めていくことも必要です。

◆産業廃棄物の総排出量の推移（平成23年度）



◆産業廃棄物焼却施設および最終処分場数

(平成25年（2013年）3月末)

	自社	処理業	計
焼却施設	5 (5)	13 (12)	18 (17)
管理型最終処分場	2 (0)	2 (1)	4 (1)
安定型最終処分場	4 (4)	11 (7)	15 (11)

() 内は、稼働中の施設数

●自動車リサイクルの推進

平成17年（2005年）1月から施行された自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車に係る廃棄物の減量化や再生資源などのリサイクルの徹底を図っています。

この法律では、自動車の所有者にリサイクル料金の負担を求めるとともに、自動車製造業者に使用済自動車に係るフロン類の回収や破碎後のシュレッターダストの適正処理を義務づけています。

◆自動車リサイクル法に基づく登録・許可を受けた引取業者等件数

業種	県内登録・許可件数
引取業	527
フロン類回収業	157
解体業	61
破碎業	11

平成25年（2013年）3月末

●容器包装リサイクルの推進

家庭ごみの約6割（容積比）が容器包装ごみだといわれています。このため、分別収集に取り組んでリサイクルを進める必要があります。

本県では、平成22年（2010年）8月に第6期滋賀県分別収集促進計画を策定しました。この計画は、県内市町における容器包装廃棄物の分別収集計画を取りまとめたものです。それによると、今後、その他プラ製容器包装、段ボールなどで、分別収集が進み、収集量については、どの分別物についても増加する見込みとなっています。

◆第6期滋賀県分別収集促進計画における分別収集実施予定市町数

	平成25年3月末 実施状況	23年度～ 27年度
無色ガラス製容器	19	19
茶色ガラス製容器	19	19
その他ガラス製容器	18	18
その他紙製容器包装	1	1
ペットボトル	19	19
その他プラ製容器包装	19	19
うち白色トレイ	12	12
スチール製容器	19	19
アルミ製容器	19	19
段ボール	14	15
紙パック	14	14

●不法投棄対策の推進

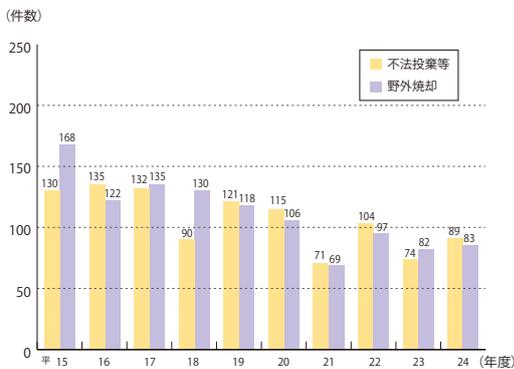
産業廃棄物の不法投棄など不適正な処理は跡を絶たず、人目につかない場所・時間帯での不法投棄、あるいは、埋立・造成工事に廃棄物を混入するなど、その手口は悪質・巧妙化しています。

こうした不法投棄などの未然防止や被害拡大の防止のためには、早期に発見し、迅速かつ厳正に対応するとともに、特に、行為者の摘発など効果的で即応性のある取り組みを推進する必要があります。

本県では、平日に加えて休日や早朝・夜間のパトロールを実施し、市町や警察などとの連携や地域住民の協力を得ることにより、早期発見・早期対応に努めています。また、ヘリコプターを使った空からの調査や毎年10月を不法投棄防止強調月間として定め、広報車による啓発活動や近隣府県と合同で産業廃棄物運搬車両の路上検査を実施するなど不法投棄の撲滅を図っています。

こうした取り組みにより、住民や事業者の方々の協力を得て、不法投棄されない地域づくりを推進しています。

◆不法投棄等の新規発生件数



●クリーンセンター滋賀の運営

(財) 滋賀県環境事業公社が甲賀市に整備した公共関与による産業廃棄物管理型最終処分場「クリーンセンター滋賀」が、平成20年(2008年)10月より稼働しています。

本施設は、廃棄物の適正処理や企業立地のための産業基盤の確保、大規模災害時の対応などの観点から整備を行ったものであり、遮水工の四重化や破損検知システムの導入など高い安全性と信頼性を確保しています。

住所：甲賀市甲賀町神645

電話：0748-88-9191

WEB <http://www.shiga-kj.com/>

●RD最終処分場問題対策の推進

(株) アール・ディエンジニアリング(平成18年度に破産)が栗東市小野に設置した産業廃棄物最終処分場跡地において、産業廃棄物の不適正処理に起因して周辺地下水の汚染その他の生活環境保全上の支障等が生じている問題について、県は、必要な調査を行うとともに、行政代執行により対策工事を進めるなど、解決に向けた取り組みを行っています。

この生活環境保全上の支障等については、平成11年(1999年)に硫化水素ガスが発生して以来、県は事業者に対して改善命令や措置命令を発して是正を命じたものの、事業者の破産により命令の履行の見込みがなくなっ

たことから、平成18年以降、行政代執行による対策の実施に向けて対策案を検討しました。

この対策案については、長らく地元住民との合意は得られませんでした。平成22年(2010年)以降、県は、環境省からの助言も踏まえて改めて有害物をできる限り除去することを基本とする対策を検討し、地元住民との合意の下、調査と工事を実施するに至りました。

対策工事は、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」に基づく国からの財政支援を受けて平成24年度に着手し、平成34年度まで実施するもので、汚染原因物質の掘削除去や地下水への汚染拡散防止措置などを行っています。

WEB <http://www.pref.shiga.lg.jp/d/saisyu/>

環境美化の推進

〈循環社会推進課〉

●散在性ごみ対策の推進

散在性ごみとは、ポイ捨てなどにより散在している空き缶、ペットボトル、たばこの吸い殻などのごみのことです。

散在性ごみの多くが、道路に散乱するだけでなく、大小の河川を通じて琵琶湖に流れ込み、これらが湖辺のごみとなって美しい景観を損なうなど、琵琶湖にも少なからず影響を及ぼしています。

このため、平成4年(1992年)に「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例(クリーン条例)」を制定し、環境美化監視員による監視・啓発活動など様々な活動に取り組んでいます。

また、「環境美化の日」(5月30日、7月1日、12月1日)を中心に、県内各地で県民総参加による環境美化運動を展開しています。



平成24年度
ごみ減量化と環境美化に関するポスター(最優秀賞)
辻 穂乃佳さん(滋賀大学
教育学部附属小学校5年)

●淡海エコフォスター制度

道路や湖岸など公共的な場所の美化および保全のため、県民、事業者などが公共の場所の一定区間を愛情と責任を持って継続的にボランティアで美化清掃し、ごみの散乱を防止することを目的とする制度で、平成12年度から始まりました。

平成25年(2013年)3月末現在、451団体が知事との、13団体が市町長との合意に基づき環境美化活動を行っています。なお、この名称は、エコ(環境)とフォスター(育成する)を結びつけ、「淡海」を冠したものです。

